

○国土交通省告示第七百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第三条の十二に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。</p> <p>(i) 申請書等により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。ただし、施行規則第一条の三</p> <p>第一項第一号ロ(2)（施行規則第三条の三第一項又は施行規則</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第三条の十二に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。</p> <p>(i) 申請書等により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</p>

5

(略)

第八条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確認するとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

(ii) (iv) (略)

(2) (略)

ハ (略)

ニ 令第八十一条第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの ロ(1)(i)に定めるところによること。

5

(略)

(ii) (iv)

(2) (略)

ハ (略)

ニ 令第八十一条第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの ロ(1)(i)に定めるところによること。ただし、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)(施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確認するとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。